

## 狙われる“新成人”契約に責任を持とう！

### 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権で、その契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権が行使できなくなります。現在20歳代前半に見られる「儲け話」や「美容関連」の消費者トラブルは増加傾向にあり、今後、新成人となった18歳・19歳も巻き込まれるおそれがあります。

#### 【事例】18歳 女性 士別市

動画サイトを閲覧中、ダイエットサプリや化粧品の広告で「お試し200円」「初回0円」とあり、10社の通信サイトからサプリメントや化粧品を次々注文した。商品が届き代金をコンビニで支払ったが、全て定期購入だったのか2回目の商品が届いた。総額8万円以上を請求されているが、高校生の自分には支払えない。

#### 【事例】18歳 女性 士別市

ネットで「スマホでできる簡単副業」とあり会員登録をすると「相談にのってくれたら報酬を渡す」という男性から複数メールが届いた。「有料会員登録が必要」とメールが届き、プリペイドカードで2万円を決済し会員となった。男性から報酬を入金する銀行口座番号を伝えるよう聞かれ、メールで伝えるが「文字化けしている」と何度も修復のためのお金をサイト事業者に請求された。気づくと35万円を母のクレジットカードで決済していた。

#### 【事例処理】

2事例とも、契約時には相談者は未成年です。未成年者は原則として、契約をするにあたって親権者等の同意が必要です。同意を得ずになされた契約は取り消すことができます。そこで、事業者を経緯書、クレジット会社には抗弁書を送付し、未成年者取り消しを主張し全額返金となりました。しかし、成年年齢が18歳に引き下げられた場合、18歳と19歳は未成年者取消権が行使できず、契約責任は自身が負うこととなります。

#### 【アドバイス】

- ・うまい話ほうのみにせず、きっぱり断りましょう
- ・クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になる法律を身につけましょう
- ・トラブルに遭ったと感じた場合には、下記士別地区広域消費者センターに相談しましょう

### 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

(右記アドレスからアクセスし相談内容を入力)→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

